

4. 自宅での療養を続けたい

(1) 訪問診療

訪問診療とは、医師が自宅へ訪問し、診察などを行います。患者さんやご家族からの連絡に24時間体制で応じ、必要な場合には訪問看護ステーション、さらにはケアマネジャー(介護支援専門員)とも連携をとりながら、患者さんが安心して療養生活を送ることができる態勢を整えます。また、急変したときには病院医師と連携し、治療法の相談や再入院の手配を行います。医療保険より給付されます。

(2) 訪問看護

訪問看護とは、医師の指示のもと看護師等が自宅へ訪問し、看護ケアを提供します。医師等と連携を図り、症状観察や薬の管理を行うほか、状況に応じて点滴の管理や吸引の指導、入浴介助などにも対応できます。24時間体制で、緊急時の相談に応じることもできます。医療保険または介護保険より給付されます。



訪問診療・看護を希望する場合

がん相談支援センターまたは、かかりつけの病院のソーシャルワーカー、ケアマネジャーにご相談ください。

がん相談支援センター➡P36

コチラもCheck!

- ➡P83「在宅医療、在宅での療養生活を支える仕組み」
- ➡P87「介護保険の申請から利用まで」



(3) 介護保険

在宅で療養していると、人の助けや福祉用具(ベッドや車いすなど)が必要になることがあります。そのようなときの支援のひとつに、介護保険制度があります。介護保険の認定を受けた方は、介護保険サービスを総費用の1割の自己負担で利用することができます。がん患者さんも介護保険サービスを利用できる場合があります。介護保険サービス利用を希望される方は、各市町村介護保険担当課へお問合せください。



覚えておくこと

認定を受けるまでには、原則30日程かかります。早めに申請することをおすすめします。各市町村介護保険担当課➡P82

【介護保険の対象・サービス内容等】

■対象になる人

以下の場合において、介護を必要とする状態にある方

- ①65歳以上の被保険者
- ②40歳～65歳未満の特定疾病該当者

※医師よりがんと診断され、回復の見込みがない状態に至ったと判断された方も含まれます。

■サービス内容

認定審査により決定された要介護状態区分に応じて、介護保険サービスを受けることができます。利用する際には、ケアマネジャーとの契約やケアプラン作成が必要となります。



在宅サービス

訪問介護、訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリ、薬剤師の訪問、デイケア、デイサービス、福祉用具、住宅改修など



施設サービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

(4) 福祉用具のレンタル

福祉用具が急に必要になった時、または一時的に必要なになった時に、社会福祉協議会より特殊寝台(ベッド)・褥創^{じよくそう}予防マット・車いす・杖・歩行器などをレンタルすることができます。レンタル品目や対象者、貸付期間、自己負担額などは市町村によって異なります。利用を希望される方は、各市町村の社会福祉協議会へ、直接ご相談ください。連絡先につきましては、沖縄県社会福祉協議会のホームページにてご確認ください。各市町村の介護保険課においても、お問合せできます。

 沖縄県社会福祉協議会 ☎P83
<http://www.okishakyo.or.jp>

 問合せ先 各市町村の介護保険担当課 ☎P82

(5) 介護タクシー

ホームヘルパー2級以上の資格を取得した乗務員が、病院や施設への送迎、観光や冠婚葬祭時の移送など、介護を必要とする方の外出支援を行います。車いす(座った状態)やストレッチャー(横になった状態)使用など、移動手段も相談することができます。2人介助を要する場合や、医療機器の搬送も、個別に相談することができます。利用の際は、予約が必要ですので、下記の連絡先にお問合せください。運賃や介助料などは、事前にご確認ください。

地区	会社名	電話
北部/中部/南部	沖縄介護タクシー事業協同組合	0120-356-194
八重山地区 (石垣島)	ゆいケアサービス	0980-84-3939
	あずまタクシー	0120-8349-54
	ほっとケア	0980-88-0560
宮古地区 (宮古島)	グリーン	0980-74-3113
	みつば	0980-75-3043
	ケアネット	0980-74-1160
	社会福祉協議会(緊急対応時)	0980-72-4240

(2014年2月現在)※掲載は主な事業所です。

(6) 高齢者の相談窓口(地域包括支援センター)

高齢者等(介護保険対象者含む)の総合相談や権利擁護のための相談窓口です。介護保険サービスに関する相談・苦情や、日常生活での困りごとについてご相談できます。各市町村の地域包括支援センターへご相談ください。

 沖縄県高齢者福祉介護課ホームページ
<http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/korei>

(7) ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンターとは、育児の手助けをしてほしい方と育児の手助けをしたい方が会員となり、地域で相互援助活動を行う有償ボランティアの仕組みです。利用を希望される方は、近隣市町村設置のファミリーサポートセンターへ、直接ご相談ください。連絡先につきましては、労政能力開発課のホームページにてご確認ください。

■ 援助内容

- ・保育園の開始前や終了後、子どもを預かること
- ・保育園までの送迎を行うこと
- ・学童保育終了後、子どもを預かること
- ・保護者等の病気や急用等の場合に子どもを預かること

■ 利用方法

在住・在勤の市町村が設置するファミリーサポートセンターに会員登録が必要です。

沖縄県ファミリーサポートセンター連絡協議会
 労政能力開発課 ☎098-866-2366

FAX:098-866-2355 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
<http://www.pref.okinawa.jp/site/shoko/rosei/fukushi/famisapo.html>

(2014年2月現在)